

令和 5 年度業績評価 説明資料 (高齡・障害者雇用支援業務)

＼らしく、はたらく、ともに／



JEED



独立行政法人

高齡・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

目次

事業体系・自己評価（案）一覧	P 1
1-1-1 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する 給付金の支給	P 2
1-1-2 高年齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法 の開発、啓発等	P 6
1-3-1 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金 及び報奨金等の支給	P 14
1-3-2 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給	P 18
1-3-3 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能 競技大会（アビリンピック）等	P 22

令和5年度高齢・障害・求職者雇用支援機構の事業体系・自己評価（案）一覧

総合評価 **A**

高齢者雇用支援事業

1. 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

1-1-1 高齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給	B	A
1-1-2 高齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等	A	

障害者雇用支援事業

2. 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項

1-2-1 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援	A	A
1-2-2 地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成	B	
1-2-3 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進	A	

3. 障害者雇用納付金関係業務に関する事項

1-3-1 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給	B	B
1-3-2 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給	B	
1-3-3 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会（アビリンピック）等	B	

職業能力開発事業

4. 職業能力開発業務に関する事項

1-4-1 離職者を対象とする職業訓練の実施	重 困	A	A
1-4-2 高度技能者の養成のための職業訓練の実施	重 困	A	
1-4-3 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施	重 困	A	
1-4-4 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等		A	

5. 障害者職業能力開発業務に関する事項

1-5 障害者職業能力開発業務	重	B
-----------------	---	---

6. 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項

1-6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等	B
--------------------------	---

共通・管理

2-1 業務運営の効率化	B	3-1 財務内容の改善	B
4-1 その他業務運営	B		

※一定の事業等のまとまりごと（1～4の各事項）の評価は、「厚生労働省独立行政法人の目標策定及び評価実施要領」を踏まえ、以下のとおり算出。

①項目別評価（S～D）を点数化（5～1）、②「重要度：高」の項目は点数を2倍、③それらの加重平均。

（例）「1. 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項」の場合（1-1-2の項目が「重要度：高」）

$(3(B) + 4(A) \times 2(\text{「重要度：高」})) \div (2(\text{項目数}) + 1(\text{「重要度：高」})) = 3.6 \rightarrow$ 小数点第一位を四捨五入して4のため、A評価

1-1-1 高年齢者等の雇用の安定等を図る 事業主等に対する給付金の支給

○概要

国においては、高年齢者等の雇用の安定等を図ることを目的とした給付金制度を設けています。

当機構では、支給事務（都道府県支部における受理・点検業務並びに機構本部における審査・支給業務）及び制度の周知・広報を行っています。

1 65歳超雇用推進助成金

(1) 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に支給

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度の整備に係る措置（賃金・人事処遇制度、労働時間制度、健康管理制度等の導入等）を実施した事業主に支給

(3) 高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に支給

2 高年齢者雇用安定助成金（平成29年3月末をもって廃止、経過措置により支給）

高年齢者無期雇用転換コース

評価項目No. 1-1-1 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給

自己評価 B

I 中期目標の内容

① 給付金の説明会への参加事業所数 100,000事業所以上

※給付金の説明会への参加事業所数実績（令和3年度19,882事業所）を踏まえて設定

② 給付金（創設2年目以降）の申請1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）90日以内

※厚生労働省が都道府県労働局に対して指示している雇用関係助成金の処理期間の目安（原則2カ月以内、一部3カ月以内）を踏まえて設定
（第4期中期目標期間（平成30年度～令和3年度）の平均処理実績77.7日）

II 指標の達成状況

目標（指標）に対する取組状況	指標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度
<ul style="list-style-type: none"> 職業安定機関、事業主団体等と連携した事業主説明会の実施 事業主説明会における周知用資料の作成 	給付金の説明会への参加事業所数 （目標値 中期計画期間中に100,000事業所以上（令和5年度目標値20,000事業所以上））	26,968事業所	134.8%								
<ul style="list-style-type: none"> 審査体制や審査点検チェックリストの適宜見直しによる効率的な事務の実施 支給要件のポイントや支給対象外事例を手引きに掲載 	給付金（創設2年目以降）の申請1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く） （目標値 90日以内）	82.2日	109.5%								

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否を記載すること。
給付金の説明会への参加事業所数	②「法人の努力結果」 令和5年度は機構単独での開催や関係機関等との共同開催など、あらゆる機会を積極的に活用して開催に努めたことにより、参加事業所数の増加につながった。
給付金（創設2年目以降）の申請1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）	

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
事業主ニーズを踏まえた制度説明動画の配信	事業主向けの説明動画を作成し、ホームページ及びYouTubeにて配信。制度紹介チラシに二次元コード（動画アドレス）を掲載するなど、広報活動に力を入れた。
効率的な事務の実施、支給要件のポイント等の解説	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が使用する支給申請の手引きには、支給・不支給の事例を掲載するなど、分かりやすい手引きを作成することにより、スムーズに申請できるよう工夫した。 ・給付金業務担当者全国会議や給付金業務担当者研修会の実施により都道府県支部窓口担当者のサービスの質や処理能力の向上を図った。

参考指標

--	--

参考事項

○事業主等に対する給付金の支給

数値目標の達成状況

※ []内は前年度実績

① 給付金の説明会への参加事業所数

26,968事業所

目標：20,000事業所以上 達成度：134.8%

② 給付金の平均処理期間

82.2日 [83.2日]

目標：90日以内 達成度：109.5%

主な取組内容

◆ 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報

- ・ 事業主等のニーズを踏まえた制度説明動画をホームページ及びYouTubeで配信（再生回数：8,334回 [6,103回]）
- ・ 給付金制度の改正等について、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知
- ・ 訪問による事業主団体等への周知・広報

◆ 効率的な給付金支給業務の運営

- ・ 審査・点検マニュアル等を用いた効率的な事務の実施
- ・ 申請時に誤りが多い箇所等の説明を含む申請書の記入方法説明動画をホームページ及びYouTubeで配信
- ・ 給付金業務担当者全国会議や給付金業務担当者研修会等の実施による窓口サービスの質の向上
- ・ オンライン申請化に向けて、システム構築等の業者を決定



◆ 適正な支給業務の実施

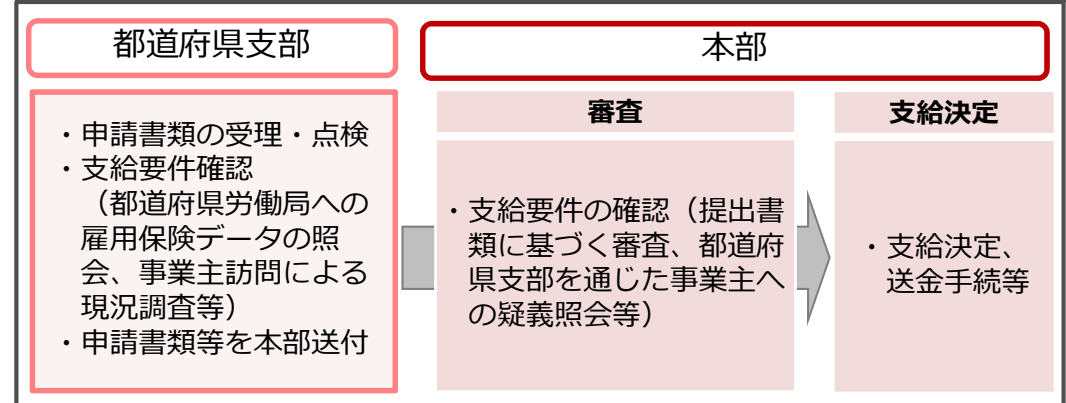
- ・ 現況調査実施回数 649回[698回]
- ・ 不正受給事業主を公表することをホームページ等で注意喚起
- ・ 不正受給が判明した件数 0件[0件]

制度利用者へのアンケート実施

「給付金によって定年引上げ・雇用管理制度の導入等の取組に変化があった」90.6% [91.6%]

	件数	金額（千円）
給付金の支給	2,940[2,382]	1,608,874[1,339,802]

支給に係る審査業務の流れ



高齢者評価制度等雇用管理改善コースの活用事例

課題	○事業主は、本人の望む限り生涯現役でいられる職場を目指していたが、高齢社員は、定年後の処遇（職務・職責を含む）・賃金体系（職務等に対応した賃金制度）がなかったため、高齢期の働き方に不安をもっていた。
給付金活用の背景	○専門家と相談し、高齢者の意欲と能力に応じた適正な配置及び処遇を行うことを目的に、高齢社員を対象とした「キャリアパス制度（賃金・人事処遇制度）」を新たに導入することで、継続雇用者の増加を図りたい。
給付金活用の効果	支給額(中小企業の場合)：対象経費(みなし費用50万)×助成率(60%)=30万円 ○職務内容を明確化し、選択可能な勤務形態及びそれに応じた賃金を設定した。高齢社員にとっては、今後の働き方がわかり、将来の不安の解消と高齢期に働き続ける自信につながった。また、職務内容の明確化により、新たに専門的なリーダーとなる高齢社員もおり、モチベーションの向上につながった。

1-1-2 高年齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等

重要度：高 困難度：高

○概要

・70歳雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによる制度改善提案、相談・援助の実施

「生涯現役社会の実現」に向け、定年延長、継続雇用延長、高年齢者の雇用管理の改善や多様な就業機会の確保に関する相談・援助を行っています。

＜70歳雇用推進プランナー（以下「プランナー」という。）＞

・高年齢者雇用アドバイザーのうち一定の基準を満たした者で、主に定年延長、継続雇用延長に係る制度改善提案を行う。

＜高年齢者雇用アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）＞

・機構が委嘱している高年齢者雇用に関する専門的知識・経験を有する外部専門家。社会保険労務士等。

※以下プランナー及びアドバイザーを合わせて「プランナー等」という。

・プランナー等によるサービスの質の向上

スキルアップのための研修などを通じて、プランナー等のサービスの質の向上に取り組んでいます。

・高年齢者雇用に関する実践的手法の開発・提供

高年齢者の雇用推進に向け、専門的相談・援助を行うための実践的手法の開発を行うとともに、ホームページ等を通じて、提供しています。

・産業別ガイドラインの策定及び普及支援

産業団体が高年齢者等の雇用促進のために解決すべき課題等について検討を行い、その結果に基づき高年齢者等の雇用をより一層促進するために必要なガイドラインを自主的に策定し、会員企業に対して普及することを支援しています。

・生涯現役社会の実現に向けた啓発広報活動

高年齢者就業支援月間である10月に「高年齢者活躍企業フォーラム」を開催し、優良事例の表彰等を行うとともに、10月～11月にかけて企業の関心の高い「キャリア開発・支援」など4つのテーマでシンポジウムを開催し、学識経験者による講演や企業による事例発表を行っています。

また、啓発誌「エルダー」の発行等により、広く高年齢者雇用に係る啓発広報活動を行っています。

評価項目No. 1-1-2 高齢者等の雇用に関する相談・援助、 実践的手法の開発、啓発等

重要度 高

困難度 高

自己評価 A

I 中期目標の内容

① 事業主に対する70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る制度改善提案件数 31,000件以上

※令和4年の「高齢者雇用状況等報告」の集計結果における高齢者就業確保措置を講じていない企業から、第4期中期目標期間中に70歳までの定年引上げ・70歳までの継続雇用延長に係る制度改善提案を実施した企業を除いた企業数約13万3千社を対象に、その23.6%（第4期中期目標期間において、アプローチ対象企業が70歳までの定年引上げ・継続雇用延長に係る制度改善提案書を受領した率）について具体的な制度改善提案による働きかけを行うことを目標に水準を設定

② 制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合 60%以上

※第4期中期目標期間における「制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合」の実績（平成30年度～令和3年度の年間平均64.1%）を踏まえて設定

③ 産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価 85%以上

※第4期中期目標期間における産業別高齢者雇用推進事業フォローアップ調査において、会員企業が「役に立った/立ちそうだ」と回答した実績（平成30年度～令和3年度の年間平均90.4%）を踏まえて設定

【重要度：高】 改正法において、高齢者就業確保措置が努力義務として創設されたことに伴い、70歳までの就業機会の確保を行う企業への支援を実現し、企業が早期に取り組むための環境整備を行っていくことが求められている。また、成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）に係るフォローアップ工程表において、高齢者の就業率の達成目標（2025年：65～69歳の就業率51.6%）が示されており、70歳までの就業機会を確保していくためには、より多様な高齢者の特性に応じた活動の機会を提供できるよう、企業の取組の選択肢を広げる必要があり、本業務はその目的に寄与する極めて重要な業務であるため。

【困難度：高】 改正法において、高齢者就業確保措置が努力義務として創設されたが、事業主にとって70歳までの高齢者就業確保措置は重大・慎重な経営判断を要する人事制度の改正を伴うものであるとともに、個々の高齢者の多様性への配慮や負担のかからない職場環境作りも求められるなど、取組を進めていくに当たっての難易度が特に高いことに加えて、第5期中期目標期間の対象企業は、第4期中期目標期間では制度改善提案の対象外であった小規模企業や制度改善提案まで到らなかった企業など働きかけの困難な企業が主となるため。

II 指標の達成状況

目標（指標）に対する取組状況	指 標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度
<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する70歳までの就業機会の確保に係る制度改善提案の実施 ・プランナー等への研修等の実施 	事業主に対する70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る制度改善提案件数 (目標値 中期計画期間中に31,000件以上(令和5年度目標値6,200件以上))	8,201件	132.3%								
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の質の向上のため、支部による事前チェック、本部における事後確認の実施 ・効果的な制度改善提案となるよう企業の関心事項（法改正、賃金・評価制度、安全衛生・健康管理等）の提供 	制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合 (目標値 60%以上)	68.9%	114.8%								
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の推進担当者の設置及び産業別ガイドラインの策定についての助言・援助 ・会員企業委員等で構成される産業別高齢者雇用推進委員会の設置及び運営に関する助言・援助 	産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価 (目標値 85%以上)	86.9%	102.2%								

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否を記載すること。
事業主に対する70歳までの定年引上げ・継続雇用延長等に係る制度改善提案件数	<p>②「法人の努力結果」 第5期中期目標は、新たに小規模企業も制度改善提案の対象企業となったことを踏まえ、小規模企業を訪問する際の工夫や留意点について、プランナー等間で共有を図ったり、都道府県支部職員が地域の事業主団体等を訪問し、JEEDの支援について傘下企業に対して周知をしていただくよう依頼をしたことなどにより、昨年度の実績には及ばないものの目標値を超える提案ができた。</p> <p>③「外部要因」 多くの企業における昨今の人手不足の顕在化による人材確保の観点と、令和3年4月に改正高齢法が施行されたことによる法令遵守の意識により、事業主の関心度が高まったことから、目標値を超える提案が実施できた。</p>
制度改善提案を受けて見直しを進めた事業主の割合	
産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価	

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
制度改善提案の実績確保に係る取組	改正高齢法施行等に伴う70歳までの就業機会の確保のために事業主が講ずる措置の努力義務化を受け、法改正の趣旨と内容の周知・広報及び努力義務確保のための提案を行い、目標を上回る制度改善提案を実施し、事業主の高年齢者雇用に係る関心の高まりに的確に応えることができた。 第5期中期目標から新たに対象となった小規模企業に対しても、高年齢者就業確保措置導入の重要性について積極的に説明を行い、制度改善提案を行うことができた。
提案内容の質の向上に向けた取組	70歳までの就業機会の確保は、重大・慎重な経営判断を要する人事制度の改正など、事業主にとって難易度が特に高い取組であるが、以下の取組により、制度改善提案に係る目標を達成することができた。 ・都道府県支部による事前確認に加えて、機構本部において提案内容の事後確認を行い、プランナー等に対し個別に助言を行うなどきめ細かいフィードバックを行い、提案内容の質の向上に努めた。 ・プランナー等へ最新の情報や好事例を定期的に提供するとともに、企業訪問時におけるノウハウ等の研修を行うなど、プランナー等のスキル向上を図った。 ・策定した産業別ガイドラインや雇用推進事例集の活用
産業別ガイドラインの質の向上に向けた取組	以下の取組により、より有用なガイドラインを策定した結果、アンケート調査の結果が目標を上回ることができた。 ・事業の推進担当者の設置及び産業別ガイドラインの策定についての助言・援助 ・会員企業委員等で構成される産業別高齢者雇用推進委員会の設置及び運営に関する助言・援助 ・産業団体が開催する普及啓発セミナーに関する支援 ・策定したガイドラインの機構ホームページへの掲載

参考指標

--	--

参考事項

○事業主等に対する効果的な相談・援助等の実施

数値目標の達成状況

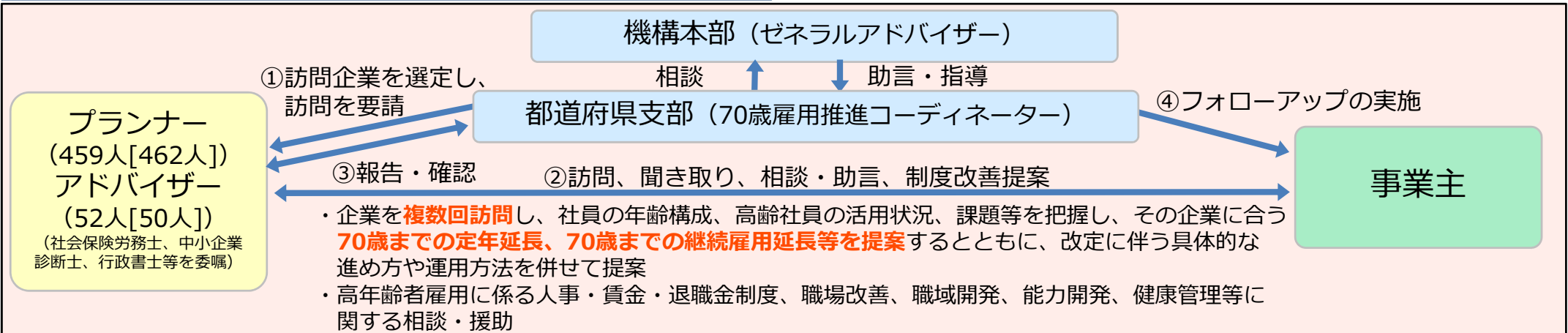
※ [] 内は前年度実績

- ① 制度改善提案件数 **8,201件** [8,775件*]
 目標：6,200件以上 達成度：132.3%
 ② 提案を受けて見直しを進めた割合 **68.9%** [65.8%]
 目標：60%以上 達成度：114.8%

訪問等による相談・助言 28,562件[31,222件*]
 20,710事業所[23,097事業所]
 うち、制度改善提案につながりそうなものは、再訪問して制度改善提案を実施

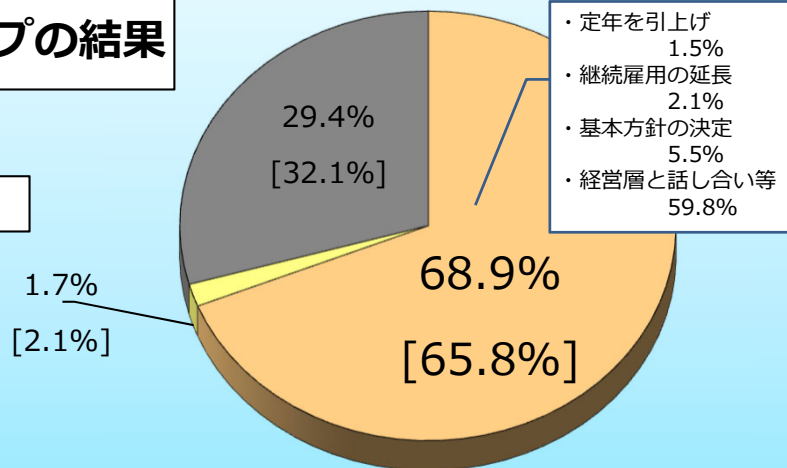
主な取組内容① ◆プランナー等による制度改善提案の実施等

- プランナー等による高齢者等の雇用に関する専門的・技術的な相談・援助を実施
- 70歳までの就業機会の確保を満たす取組に係る具体的な制度改善提案を実施**
- 制度改善提案の対象企業が**小規模企業（21～30人規模企業）に拡充**したことから、**小規模企業を訪問する際の工夫や留意点について、プランナー等の中で共有**するとともに都道府県支部職員が**地域の事業主団体等を訪問**し、相談・援助業務に関する周知・広報活動を実施 **拡充**



提案後のフォローアップの結果

- 見直しを進めた
- 現状把握、情報収集を行った
- その他



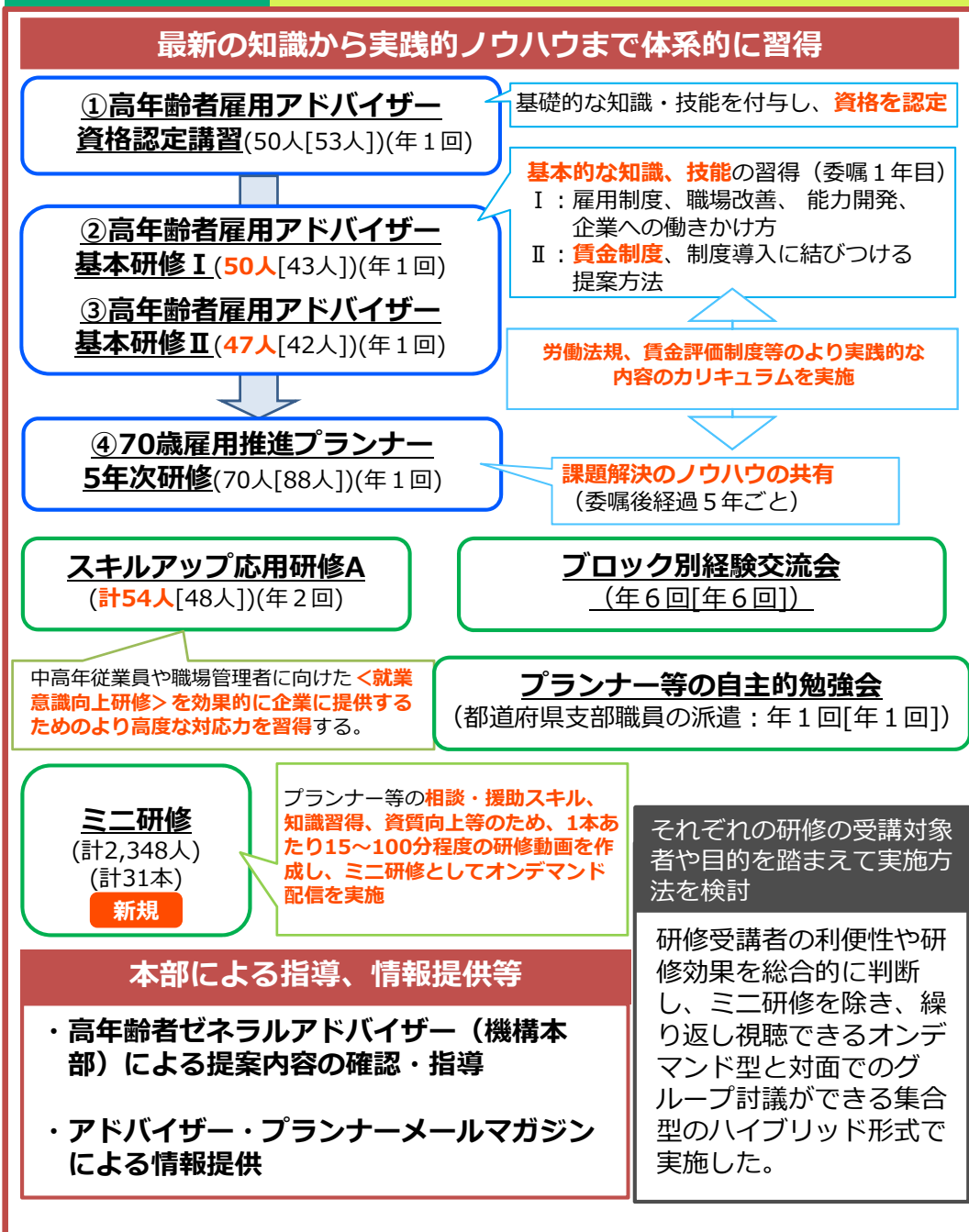
制度改善提案件数
8,201件[8,775件*]

<フォローアップ時の事業主の声>

- プランナーの助言、資料提供は就業規則の見直しを検討するきっかけになった。今後は対象となる従業員の意見を参考に社内で検討する。
- 顧問の社労士もいるが、プランナーの助言・資料提供は大変役に立った。高齢従業員の処遇や職場環境等の課題も理解できた。
- 日頃考えることのない社内制度改善方法について聞くことができてよかった。
- 若手の求人が不振な中、経験、知識のある高齢従業員の活用は必須であり、今後具体的な規定の見直しを協議する。
- 雇用力評価チェックリストの分析結果が分かりやすい。

*令和6年度に修正

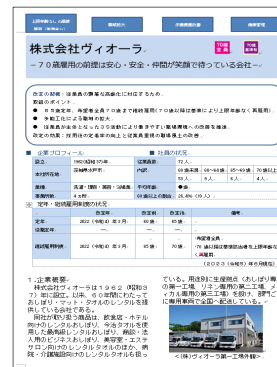
主な取組内容② ◆プランナー等によるサービスの質の向上



主な取組内容③ ◆実践的手法の開発・提供

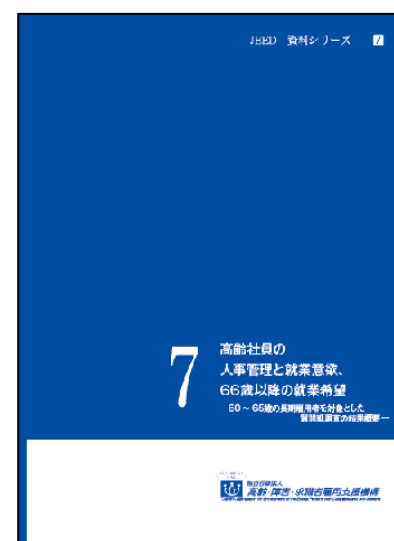
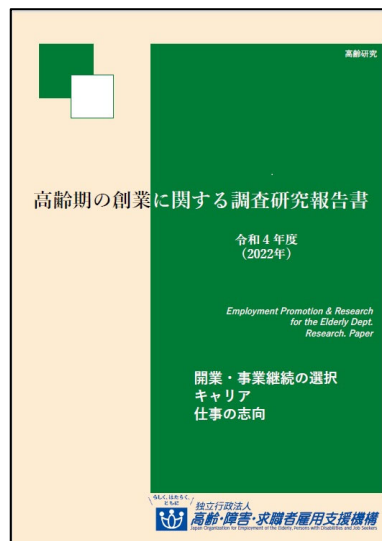
○『70歳雇用推進事例集2024』の作成

- ・ 改正高年齢者雇用安定法における70歳までの就業機会の確保に係る好事例を掲載(20事例)
- ・ 人事管理制度、高齢社員戦力化、健康管理・安全衛生、制度導入の課題とその対応・導入後の効果などについて紹介【『70歳雇用推進事例集2024』】



○実践的ツールの開発、調査研究

- ・ 企業の人事担当者に対するアンケート調査結果をもとに、高齢期の創業に関する調査研究報告書や、高齢社員の人事管理と就業意欲等に関するアンケート調査の結果報告書を作成



数値目標の達成状況

③産業別高齢者雇用推進事業に取り組む産業団体会員企業に対するアンケート調査におけるガイドライン有用度の評価

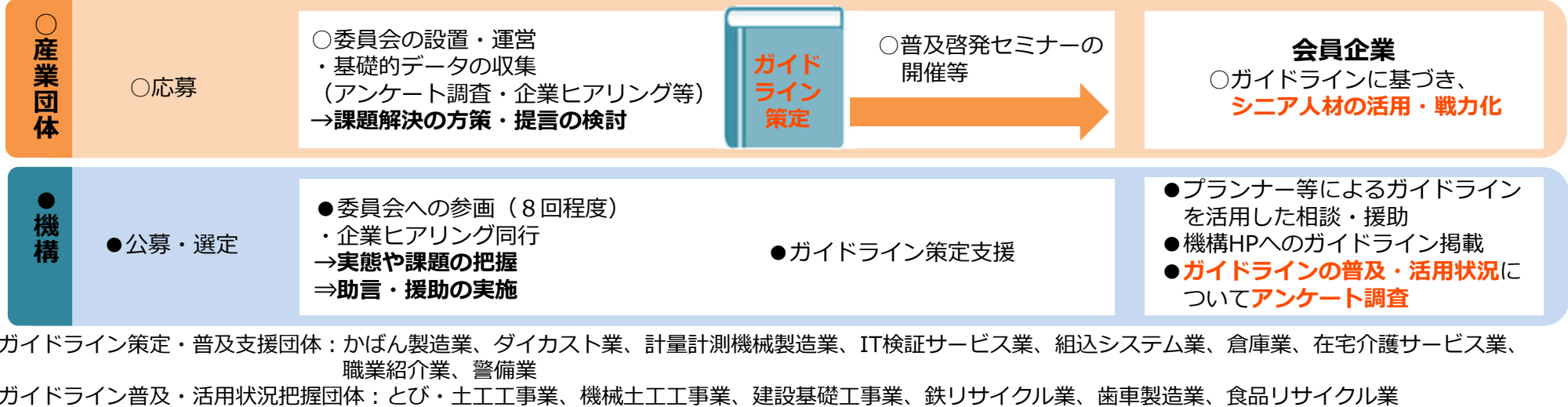
86.9%

目標：85%以上 達成度：102.2%

主な取組内容④ ◆産業別ガイドラインの策定及び普及支援

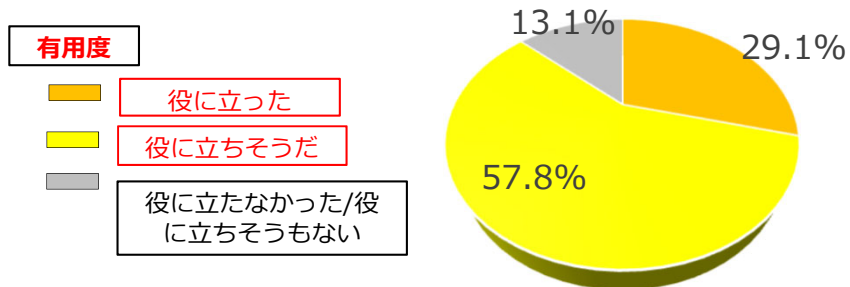
○令和5年度における産業別ガイドラインに係る取組

- ・産業団体内に高齢者雇用推進委員会を設置し、産業ごとに異なる高齢者雇用に関する具体的な実態の把握や課題解決の方策・提言について検討
- ・高齢者雇用推進委員会における検討結果を踏まえ、ガイドラインとして取りまとめ、シニア人材の活用・戦力化に向け会員企業へ普及啓発
- ・**効果的な高年齢者等の雇用・就業の促進に効果的なガイドラインとして普及・活用**されているかについてアンケート調査により有用度を測定



○ガイドラインの有用度の評価

- ・6団体の会員企業にアンケート調査を実施
- ・「役に立った/役に立ちそうだ」と回答した割合：**86.9%**



○令和5年度にアンケート調査を実施したガイドライン



○生涯現役社会の実現に向けた啓発広報等

主な取組内容⑤ ◆啓発広報活動等の実施

【高齢者就業支援月間（10月）における啓発活動】

○高齢者活躍企業コンテスト

- ・26社を表彰



○高齢者活躍企業フォーラム

- ・高齢者活躍企業コンテスト表彰式
- ・基調講演：佐藤博樹氏 東京大学名誉教授
- ・トークセッション（入賞事例発表・事例質疑）の実施
- ・**ライブ配信**を実施（**ハイブリッド形式**）
（アンケートによる満足度：92.2% [91.7%]）
- ・後日**オンデマンド配信**を実施することで、更なる普及を行った。

○シンポジウムの実施（4回）

- ・企業において高齢者の戦力化を図るために関心の高い「**キャリア開発・支援**」等の4つのテーマで、10～11月にかけて開催
- ・高齢期における活躍促進に向けた展望について考える機会を提供
- ・全て**ライブ配信**とし、後日**オンデマンド配信**を実施
- ・配信視聴者数 **2,888人**[1,916人]
（アンケートによる満足度：91.9%[97.2%]）

○生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップの開催（各都道府県支部）

- ・専門家による講演、高齢者雇用の先進事例の発表等
来場者数 **2,316人** [2,127人]
（アンケートによる満足度：**88.4%** [88.3%]）
- ・うち18支部では動画配信を実施
（**ライブ配信**・後日**オンデマンド配信**）

【啓発誌「エルダー」の作成・発行】

- 企業の人事労務担当者等に高齢者雇用についてのノウハウ・情報等を提供（毎月52,000部発行）
<アンケートをもとに誌面を充実・改善>
（アンケートによる有用度：91.3%[93.4%]）
- ・「シニア社員のための『ジョブ型』賃金制度の作り方」「どっちがいいの？『定年延長』と『再雇用』」など、読者のニーズに対応した特集や連載記事を掲載
- ・65歳超雇用を推進する企業の経営者等のインタビュー記事の巻頭掲載の他、企業事例を多数掲載



掲載記事 ▶

【マスメディア等による啓発広報活動】

- ・企業の取組紹介を含むコンテストの実施結果を**日経新聞に掲載**（全15段）

主な取組内容⑥ ◆事業主等による取組の好事例の展開

【高齢者活躍企業事例サイトにおける情報提供】

- ・高齢者活躍企業コンテストの優秀事例を情報提供する「70歳雇用事例サイト」について、検索機能の向上等に係る改修を実施し、「**高齢者活躍企業事例サイト**」にリニューアル
- ・事例掲載社数 **266社**[156社]

【旭化成(株)の事例】

方針 社員の挑戦・成長、多様性を促し、**働きがいの向上と企業競争力の向上**を目指す

取組 **50歳、55歳時のキャリア研修、キャリアコンサルタント面談、上司キャリア面談**を実施。社内外のコンテンツを利用できる**e-Learningシステム**の運用

【(株)NJSの事例】（東京・建設コンサルタント業）

課題 **65歳以降も活躍できる人材の活用**。人事制度における年功の傾向、報酬のメリハリのなさ、相対的な人事評価基準

取組 **定年70歳に引き上げ**と併せて、等級制度の再編、キャリアパスの多様化、**報酬体系の適正化、人事評価制度の刷新**を実施

1-3-1 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給

○ 概要

・ 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給業務

納付金制度は、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図ることを目的に、常用雇用労働者が100人を超える事業主を対象に、法定雇用率（2.3%）未達成の事業主から納付金（不足1人当たり月5万円）を徴収するとともに、法定雇用率を超えて障害者を雇用している事業主に対して、障害者雇用調整金（超過1人当たり月2万9千円）等を支給しています。また、常用雇用労働者が100人以下の事業主であって、雇用している障害者の数の年度間合計数が一定数を超えている事業主に対して報奨金（超過1人当たり月2万1千円）等を支給しています。

評価項目No. 1-3-1 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給

自己評価 B

I 中期目標の内容

- ① 障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数 55,000回以上
 ※申告申請説明動画の視聴回数（令和2年度及び令和3年度の年間平均11,691回）を踏まえて設定
- ② 障害者雇用納付金の収納率 99%以上
 ※障害者雇用納付金の収納率の実績（平成30年度～令和3年度の年間平均99.72%）を踏まえて設定

II 指標の達成状況

目標（指標）に対する取組状況	指標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度申告申請における変更点や申告申請で誤りの多い事項等を重点的に解説 ・わかりやすい制度解説動画を作成 	障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数 （目標値 中期計画期間中に55,000回以上（令和5年度目標値11,000回以上））	24,118回	219.3%								
<ul style="list-style-type: none"> ・未納付事業主に対して電話、文書、訪問による納付督促・督促を積極的に実施 	障害者雇用納付金の収納率 （目標値 99%以上）	99.80%	100.8%								

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否を記載すること。
障害者雇用納付金等の申告申請に関する説明動画の視聴回数	①「制度、事業内容の変更」 令和4年12月16日に障害者総合支援法を改正する法律が公布され、これにより障害者雇用促進法が改正されたことから納付金制度も一部変更となったこと、また令和5年4月から新電子申告申請システムが運用を開始することとなったことから、申告申請に関する解説動画の視聴回数が増加した。
障害者雇用納付金の収納率	

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
障害者雇用納付金制度に対する適切な周知、理解の促進	納付金制度と電子申告申請システムの操作方法の理解促進のため、事業主からの意見・要望等を踏まえた解説動画をYouTubeで配信した。 また各都道府県支部において毎年、納付金制度説明会を開催。主に制度の内容及び電子申告申請の方法について解説。過去の申告申請において誤りの多かった事例を用いて解説するなど、より理解しやすいように説明した。
納付金の的確な徴収に向けた取組	期限を過ぎても納付しない事業主に対して電話、文書、訪問による納付督促及び法に基づく督促を実施した。
事業主の利便性の向上	事業主の利便性向上のため、申告申請及び納付をインターネットで簡便に行える電子申告申請及び電子納付の利用を広く周知することにより、電子申告申請及び電子納付ともに利用件数は前年度を上回るようになった。

参考指標

--	--

参考事項

○障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金等の支給

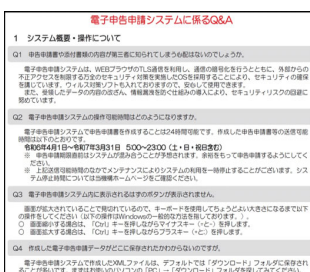
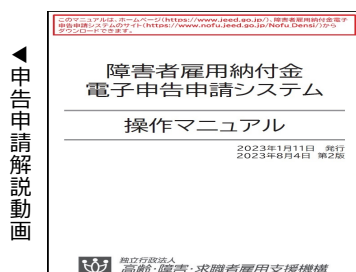
数値目標の達成状況 ※ []内は前年度実績

- ①説明動画の視聴回数 **24,118回** 目標：11,000回以上 達成度：219.3%
- ②収納率 **99.80%** [99.81%] 目標：99%以上 達成度：100.8%

主な取組内容

◆理解促進のための適切な周知等

- ・納付金制度や事務手続のほか電子申告申請システムの操作方法について、事業主の意見・要望を踏まえ、**分かりやすい動画を作成し、YouTubeで配信**
- ・申告申請時に誤りが多い箇所について詳しく説明した具体例等及び電子申告申請システムの操作方法を**記入説明書に掲載**
- ・全国で事業主説明会を開催し、制度説明とともに事業主の利便性を向上させる機能を備えた電子申告申請システムの特徴や入力手順を分かりやすく説明



収納率、納付金納付対象事業主数等

収納率 (①/②) (%)	納付確定額 (②) (百万円)	収納額 (①) (百万円)	事業主数 (件)
99.80 [99.81]	36,150 [39,280]	36,077 [39,205]	27,562 [28,259]

調整金及び報奨金等支給事業主・支給額

事業主数 (件)	金額 (百万円)
28,272[25,662]	30,112[27,684]

租税公課の収納率 (令和4年度)

- ・国税：98.9%
- ・労働保険：99.1%

◆事業主の利便性の向上

■電子申告申請システムの利用

- ・データ送信による提出：39,202件 (72.4%) [15,162件]
 - ・二次元コードによる提出：11,768件 (21.7%) ※
- 計 50,970件 (94.1%)

※事業主がシステム上で作成した申告申請書のデータをデータ送信以外の方法でも受け付けられるよう措置したもの。

■インターネットバンキングによる電子納付の利用

20,338件[18,392件]



▲電子申告申請システム

◆納付金の的確な徴収並びに調整金等の適正な支給

- ・業務マニュアルを活用し、適切な徴収・支給業務を実施
申告申請事業主数 51,734件[51,566件]
- ・未納付事業主に対する積極的かつ継続的な納付督促を実施
電話督促 2,004件 [2,885件] 訪問督促 19件 [5件]
文書督促・督促状の発出 230件 [246件]
- ・再三の納付督促にも応じない事業主に対し、厚生労働大臣の認可を受けて滞納処分を実施 1件[4件]

◆調査の的確な実施

- ・納付金制度の適正な運営を図るため、事業主調査を実施 (調査実施件数 10,008件 [10,136件])
- ・事業主が保管する、障害の程度等や労働時間等を示す書類等により、障害者数等を確認
- ・調査業務担当者を対象とした各種研修を実施、調査業務の質を向上
- ・調査業務マニュアルを活用し、効率的かつ的確な調査を実施

1-3-2 障害者雇用納付金制度に基づく 助成金の支給

○概要

国においては、障害者の雇用促進及び継続を図るため、障害者雇用納付金に基づく助成金制度を設けています。
当機構では、支給事務（都道府県支部における受理・点検業務並びに機構本部における審査・支給業務）及び制度の周知・広報を行っています。

<主な助成金の種類と概要> 障害者を新たに雇用又は継続雇用する事業主等が次の措置を行う場合、その費用の一部を助成

・障害者作業施設設置等助成金

障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された施設又は改造等がなされた設備の設置・整備（拡大読書器の設置（視覚障害者）、スロープの設置（下肢障害者）等）

・障害者介助等助成金

障害者の障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置（重度視覚障害者及び四肢機能障害者のための職場介助者の配置又は委嘱、聴覚障害者のための手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱等）

・職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対する職場適応援助者（訪問型職場適応援助者、企業在籍型職場適応援助者）による支援

・重度障害者等通勤対策助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は通勤が特に困難と認められる身体障害者の通勤を容易にするための措置（住宅・駐車場の賃借等）

・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を労働者として多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができるように認められる事業主による障害者のための事業施設等の整備

評価項目No. 1-3-2 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給

自己評価 B

I 中期目標の内容

① 助成金（創設3年目以降）の1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）30日以内

※助成金1件当たりの平均処理期間の実績（平成30年度～令和3年度の年間平均26.2日）を踏まえて設定

② 助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数 100,000事業所以上

※助成金の周知に係る事業主説明会参加事業所数の実績（令和3年度20,846事業所）を踏まえて設定

II 指標の達成状況

目標（指標）に対する取組状況	指標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度
<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用助成金システムを活用し月ごとの助成金支給に係る進捗状況を把握 事業主からの提出資料を解説した資料等を作成し、適切な支給請求につなげることにより、迅速な審査を実施 	助成金（創設3年目以降）の1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く） （目標値 30日以内）	27.5日	109.1%								
<ul style="list-style-type: none"> 職業安定機関、地域センター等との連携を図りながら、納付金の事業主説明会の機会等を活用した事業主説明会の開催及び事業主団体等への訪問等により、様々な機会を通じて事業主等に対する周知・広報を実施 	助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数 （目標値 中期計画期間中に100,000事業所以上（令和5年度目標値20,000事業所以上））	27,987事業所	139.9%								

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否を記載すること。
助成金（創設3年目以降）の1件当たりの平均処理期間（事業主への照会等に要した日数を除く）	
助成金の周知に係る事業主説明会の参加事業所数	②「法人の努力結果」 令和5年度は機構単独での開催や関係機関等との共同開催など、あらゆる機会を積極的に活用して開催に努めたことにより、参加事業所数の増加につながった。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
助成金の効果的活用の促進に向けた周知・広報等の取組	・取組事例に応じた助成金を容易に探せるようにするため、申請に係るフローチャートをホームページに掲載し、事業主の利便性向上を図った。 ・助成金の概要を幅広く知ってもらうため、視聴時間が短い説明動画（概要版）を作成、ホームページに掲載し、事業主への分かりやすい周知・広報を図った。
効率的な助成金支給業務の実施	・障害者雇用助成金システムを活用し、月ごとの助成金支給に係る進捗状況を把握するとともに、遅延が生じた場合には、事務処理の見直しを行うなど改善を図った。 ・事業主の負担軽減等のため、障害者作業施設設置等助成金及び障害者福祉施設設置等助成金における手続（提出書類）を一部簡素化し、審査時において事業主へ照会する回数を削減した。

参考指標

--	--

参考事項

○障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給

数値目標の達成状況 ※[]は前年度実績 [目標: 30日以内 達成度: 109.1%]

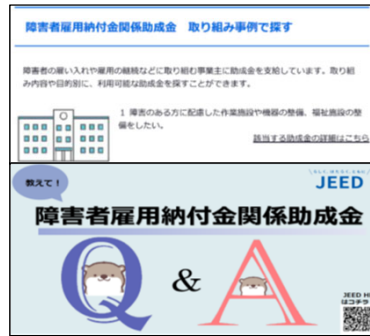
①助成金の平均処理期間 **27.5日** [24.5日]

②事業主説明会の参加事業所数 **27,987事業所** [目標: 20,000事業所以上 達成度: 139.9%]

主な取組内容

◆助成金の効果的活用の促進に向けた周知・広報等

- 新たに事業主等にとって分かりやすい説明となるよう以下の取組を実施し、ホームページに掲載 **拡充**
 - 取組事例に応じた助成金を容易に探せるようにするため、申請に係るフローチャートを作成
 - 助成金の概要を幅広く知ってもらうため、従来の助成金制度に係る説明動画（本編）の助成金活用事例を更新したことに加えて、視聴時間が短い説明動画（概要版）を作成（再生回数：4,034回 [6,057回]）
- 事業主団体等を訪問し、ホームページや広報誌等への掲載等制度周知に係る協力を要請



◆効率的な助成金支給業務の実施

- 障害者作業施設設置等助成金及び障害者福祉施設設置等助成金における受給資格認定申請手続（提出書類）の一部簡素化 **新規**
- オンライン申請化に向けて、システム構築等の業者を決定

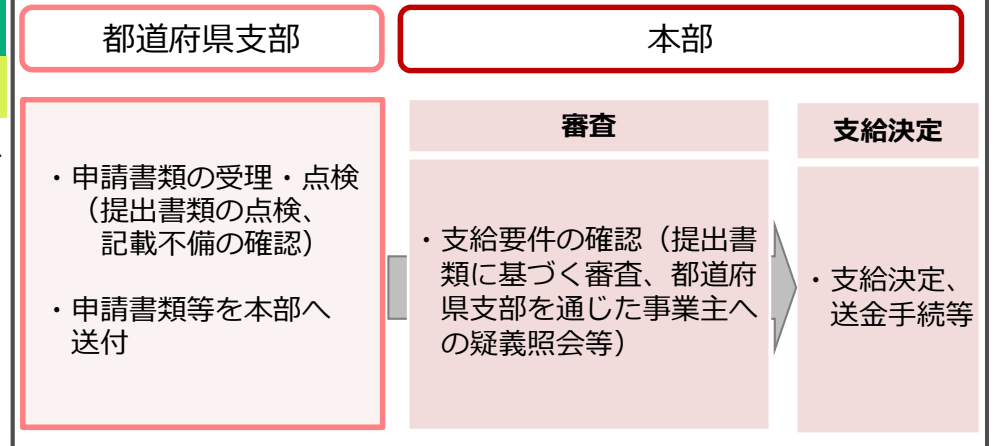


◆適正な支給業務の実施

- 疑義案件への厳正な調査・点検・確認作業の実施
- 過去の不正受給事案一覧（実際の不正の手口等）を審査担当者で共有
- 不正受給が判明した件数 1件[0件]

	件数	金額（千円）
助成金の支給	2,212 [1,850]	858,918 [710,949]

支給に係る審査業務の流れ



障害者介助等助成金（職場支援員の配置助成金）の活用事例

対象者：知的障害
業務内容：清掃業務

課題 ○対象者は、清掃業務に従事しているが、作業場所に移動する際の安全確保や、初めて従事する業務に係る道具の使用方法、作業手順の習得に課題があった。

課題改善に向けた取組 ○職場支援員を配置して、常時見守る体制を整備し、業務や体調管理を含めたサポートも可能とした。

支給額：対象者の所定労働時間・企業規模に応じた月額を助成（支給上限あり）

助成金活用の効果 ○対象者の障害特性に合わせた支援を行うことで、業務上の安全が確保されるとともに、新たな業務を行う際の負担感が軽減し、職場定着が図られている。

1-3-3 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び 障害者技能競技大会（アビリンピック）等

○概要

・ 障害者職業生活相談員資格認定講習

障害者を5人以上雇用する事業所では、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う相談員を選任することが義務付けられており、その資格認定講習を当機構が実施しています。（12時間（2日程度）、雇用管理や職場適応等に関する講義、意見交換会等）

・ 就労支援機器の普及・貸出

障害者の雇用促進に役立つ就労支援機器等の展示や機器選定等に係る事業主への相談・援助、事業主や事業主団体に対する当該機器等の無料貸出しを行っています。

・ 障害者雇用に係る啓発事業の実施

障害者の雇用促進を図るため、9月の障害者雇用支援月間を中心とする啓発活動を行っています。

また、障害者雇用事業所の職場ルポ等、最新の雇用事例を中心に、身近な障害者雇用問題を取り上げた事業主向けの啓発誌「働く広場」を発行しています。

・ 障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催

アビリンピックは、障害のある方々が日頃職場などで培った技能を競う大会です。障害のある方々の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害のある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

<アビリンピックの種類>

国際アビリンピック・・・概ね4年に1回開催されており、全国アビリンピックで優秀な成績を収めた選手を当機構において日本選手団として派遣します。

全国アビリンピック・・・都道府県との共催又は機構本部の主催により、地方アビリンピックの成績優秀者等が都道府県知事の推薦により参加して開催します。

地方アビリンピック・・・各都道府県支部が、それぞれの都道府県との共催又は後援を得て開催します。

評価項目No. 1-3-3 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会 (アビリンピック)等

自己評価 B

I 中期目標の内容

- ① **障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数 28,000人以上**
 ※障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数の実績（平成30年度～令和3年度の年間平均5,536人）を踏まえて設定
- ② **障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者アンケートにおける有用度の評価 90%以上**
 ※受講者アンケートの有用度の実績（平成30年度～令和3年度の年間平均97.2%）を踏まえて設定
- ③ **アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価 90%以上**
 ※アビリンピックの観覧者に対するアンケート調査において「障害者の技能への理解が深まった」旨の評価の実績（平成30年度～令和3年度の年間平均98.7%）を踏まえて設定

II 指標の達成状況

目標（指標）に対する取組状況	指標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度
・ハイブリッド形式による講習の対象となる都道府県支部の拡大等	障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数 (目標値 中期計画期間中に28,000人以上(令和5年度目標値5,600人以上))	6,706人	119.8%								
・オンライン配信時のリアルタイムでの質疑応答 ・前年度アンケート結果も踏まえつつ、講習内容の見直し	障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者アンケートにおける有用度の評価 (目標 90%以上)	97.1%	107.9%								
・競技内容や見どころの解説パネルの設置やダイジェスト動画の映写 ・愛知県との連携による、特別支援学校生徒等による競技ガイドの実施 ・競技会場等のLIVE配信を実施	アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価 (目標値 90%以上)	97.9%	108.8%								

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否を記載すること。
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数	
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者アンケートにおける有用度の評価	
アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価	

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講機会の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン形式と集合形式を合わせたハイブリッド形式での講習について、対象となる都道府県支部を拡大して実施すること等により、受講機会の確保を図った。 ・オンライン配信時にリアルタイムでの質疑応答を行うことにより、受講者の疑問点等を即時解消し、講習の理解度を高めるよう努めた。 ・前年度のアンケート結果を踏まえつつ、基礎的科目の一部の講習内容の見直しを行った。
アビリンピック開催に当たっての取組	<ul style="list-style-type: none"> ・選手がどのような手順で作業を進めているのか等を、実際の作業状況とともに観覧できるよう、競技会場において、競技ごとに、内容や見どころの解説パネルの設置やダイジェスト動画を映写した。 ・来場者が興味をもってそれぞれの競技を観覧できるよう、愛知県との連携により、特別支援学校生徒等による競技ガイドを実施した。 ・各選手が真摯に競技に取り組んでいる様子などをより多くの方が観覧できるよう、競技実施状況及び閉会式のLIVE配信を行った。

参考指標

--	--

参考事項

○ 障害者雇用に関する各種講習・啓発等

数値目標の達成状況 ※[]は前年度実績

① 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数

6,706人 [6,068人] 目標：5,600人以上 達成度：119.8%

② 同講習の受講者アンケートにおける有用度

97.1% 目標：90%以上 達成度：107.9%

主な取組内容① ◆ 障害者職業生活相談員資格認定講習の実施

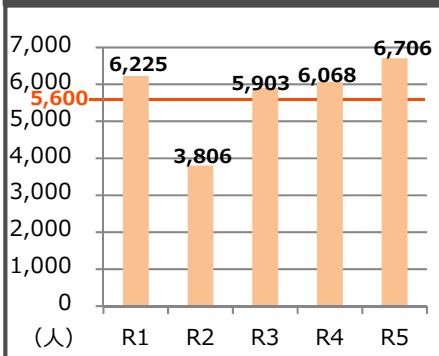
○ 講習の着実な実施

- ・ 講習実施回数 89回[96回]
- ・ 受講者数 **6,706人**[6,068人]
- ・ 受講者アンケートにおける「有用であった」との回答

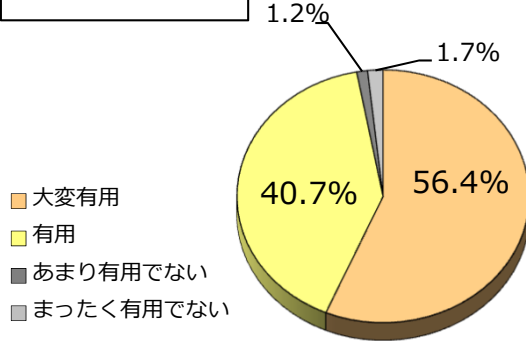
97.1%



講習受講者数の推移



受講者アンケート



○ ハイブリッド形式による講習の実施拡大

- ・ 受講機会を確保するため、昨年度より対象支部を拡大して、機構本部によるオンライン形式と都道府県支部による集合形式を合わせたハイブリッド形式の講習を実施
- ・ オンライン形式の講義では、受講者との質疑応答をリアルタイムで実施する等講習の質を担保することにより高い有用度が得られた
- ・ 実施回数 **12回**[4回]、受講者数 **2,525人**[410人]、有用度 95.8%

主な取組内容②

◆ 就労支援機器の普及・啓発、貸出等

○ 就労支援機器アドバイザーによる専門的な相談・援助や技術指導を実施

- ・ 貸出事業所数 261事業所[256事業所]
- ・ アンケート有用度 90.4% [89.9%]

○ 就労支援機器の効果的な周知

- ・ 機器説明会において、実際に機器を試操しながら効果的に制度を周知
- ・ 貸出し後アンケートからの回答等による、障害者の就業に最適な機器の整備

就労支援機器貸出し
一例

携帯型拡大読書器(左)
首掛け型音声受信機(右)



主な取組内容③

◆ 啓発事業の実施

【障害者雇用支援月間（9月）における啓発活動】

○ 障害者雇用優良事業所等表彰式

<厚生労働大臣表彰・機構理事長表彰>

- ・ 障害者雇用優良事業所表彰：39件[38件]
- ・ 優秀勤労障害者表彰：31件[37件]
- ・ 雇用の促進と職業の安定に貢献した個人表彰：1件 [2件]



○ 障害者雇用支援月間における絵画・写真コンテスト入賞作品展示会

- ・ 障害者等から募集し入賞した作品を全国5会場で展示
- ・ 応募点数：1,626点[1,569点]
- ・ 表彰件数：80件[80件]

【啓発誌「働く広場」の作成・発行】

- 企業の人事労務担当者等に障害者の雇用についてのノウハウ、情報等を提供（毎月52,000部発行）
- 読者からのニーズがあった中小企業や地方の企業における障害者雇用事例を掲載
- アンケートによる有用度：85.6%[88.7%]



○障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催

数値目標の達成状況

③アビリンピック観覧者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価

97.9% [98.8%]

目標：90%以上
達成度：108.8%

主な取組内容④

◆全国障害者技能競技大会の開催（第43回全国アビリンピック）

- ・大会期間：令和5年11月17日～19日
- ・開催場所：愛知県（愛知県国際展示場）
- ・実施種目：25種目[25種目]
- ・総選手数：369人[362人]
- ・来場者数：約 **12,000人**[1,195人]
- ・LIVE配信等アクセス数：68,215件[83,292件]
- ・技能デモ：物流ワーク、**ドローン操作** 新規



技能五輪全国大会との合同開会式における大会旗入場・選手宣誓



家具



歯科技工



喫茶サービス

○障害者ワークフェア（同時開催）

- ・企業・団体等が出展：91者 [93者]
- ・ステージイベント：7演目 [5演目+出展者紹介]

○大会運営の工夫等

- ・競技内容等の解説パネルの設置やダイジェスト動画の映写
- ・開催地である愛知県との連携による、特別支援学校生徒等による競技解説ガイドの実施



アビリス

○周知広報の取組

- ・Webサイトの設置及びSNSの運用
 - 技能五輪との合同開会式の動画配信、競技等風景及び閉会式（成績発表）のLIVE配信
 - SNSでの開催状況等の配信
- ・マスメディア等による紹介
 - テレビニュース、地元新聞等(26都道府県)



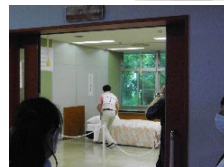
○国際アビリンピックに関連したイベント実施

- 第10回国際アビリンピック「英文ワープロ」銀メダリストによる技能実演、同大会「歯科技工」金メダリストと2020東京パラリンピックバドミントン女子ダブルス金メダリストのトークセッションの実施
- 第10回国際アビリンピックの様子をまとめた「国際アビリンピックの世界展」の展示

主な取組内容⑤

◆各都道府県における障害者技能競技大会の開催（地方アビリンピック）

- ・開催状況：47都道府県で開催
- ・競技参加選手数：**2,734人**[2,594人]
- ・競技実施種目数：延べ429種目[延べ440種目]
- ・来場者数：**12,514人**[10,247人]
- ・マスコミによる報道：163件（156件）



○同時開催イベント

- ・社会福祉団体等による物品販売
- ・県等主催の事業主向けセミナー など

○大会運営の工夫等

- ・全国アビリンピックダイジェスト映像の上映、ハローワークと連携した事業所による大会見学の実施、都道府県や労働局のホームページ又はSNSを活用した来場者への周知広報の充実及びアビリンピックへの理解促進

○周知広報の取組

- ・LIVE配信、ダイジェスト動画の制作等大会来場者以外への周知広報活動の展開

／らしく、はたらく、ともに／



JEEED



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers